

## 仙台市特別支援教育推進プラン第3回検討委員会 議事録

1 日 時 令和4年7月19日(火) 午後3時00分～午後4時45分

2 会 場 仙台市役所上杉分庁舎2階 第2会議室

3 出席者

(1) 委員(8名)

伊藤清市委員、癸生川義浩委員、小岩孝子委員、牛来拓二委員、  
高橋昌子委員、和史朗委員、門田優子委員、渡部智之副委員長(計9名)

(2) 事務局(7名)

教育局学校教育部長	松川真也
教育局学校教育部	
特別支援教育課長	秋山一郎
主幹	三浦潤子
主任指導主事	堀越秀範、先崎智(進行)
指導主事	齋藤義治、庄子梨枝
専門員	佐藤 貢

4 欠席者

荒ひろみ委員、植木田潤委員長

5 傍聴者・報道機関

なし

6 要約筆記者(2名)

7 次第

(1) 開会

(2) 教育委員会挨拶

(3) 議事

- ① 次期プランの施策の体系について
- ② 次期プランの事業・具体的取組について
- ③ その他

(4) 閉会

8 会議資料

資料1 「(仮)仙台市特別支援教育推進プラン2023」の施策の体系

資料2 「(仮)仙台市特別支援教育推進プラン2023」中間案(素案)

資料3 「(仮)仙台市特別支援教育推進プラン2023」の全体図

## 1 開会（進行）

それでは、定刻となりましたので、「仙台市特別支援教育推進プラン 第3回検討委員会」を開催いたします。なお、植木田委員長、荒ひろみ委員は本日諸般の事情により欠席となります。

## 2 教育委員会挨拶（松川真也学校教育部長）

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日は3回目の検討委員会となります。植木田委員長欠席のため、本日も渡部副委員長よろしく願いいたします。

7月も後半になろうとしています。当初は「暑い夏」と思いきや、週末からの雨では、避難所の開設や学校の非常態勢のための配備等、子どものためはもちろん、地域住民のためにもしっかりと対応してまいったところです。本日も雨となりました。先日の豪雨では、地域によっては被害が出ているところもあります。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

前回の検討委員会では、何よりも、子どもを主人公とした次期プランとなるようにのご意見をいただきました。こうした視点は非常に重要であるのご意見も頂戴しました。学校現場ではもちろん、そうした視点を持って日々頑張っているところでございます。本日は、次期プランの具体的な施策の内容、取組について議論をいただける予定となっております。

前回、様々な観点からのご指摘を基に、事務局で次期プランの素案を作成いたしました。本日も様々なご意見をいただき、更にブラッシュアップしていければと思います。また、本市においては、教員の特別支援教育に関する資質向上も課題となっております。そのような視点も含めてご意見も賜りたいと存じます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

[松川学校教育部長が退席]

## 3 議事（議長：渡部智之副委員長）

### (1) 議事録署名委員の指名

本日はご多用の中、そして荒天の中、出席いただきありがとうございます。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員について確認したいと思います。前回は、伊藤委員をお願いいたしましたので、今回は名簿順で、癸生川委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

[癸生川委員 承諾]

それでは議事に入ります。

前回の検討委員会では、次期プランの基本方針についてご意見を頂戴し、共通理解を図りました。今回は、その基本方針に基づいた、具体的な取組の部分について、重点的に協議していきたいと考えております。

また、次期プランの中間案（素案）が提示されておりますので、この点についてもご意見を伺ってまいります。

お手元の要項をご覧ください。本日の議事の流れといたしましては、(1) 次期プランの施策の体系について、(2) 次期プランの事業・具体的取組について、の大きく2点が示されております。

まずは、この流れの順番で事務局から説明をお願いします。

## (2) 時期プランの施策の体系について（事務局）

よろしくお願いいたします。

「施策の体系」についてお話しする前に、まず、前回の内容を簡潔に振り返ります。

前回は、次期プランの基本方針をお伝えした上で、このような図をお示しいたしました。

四つのテーマが相互に関連していること、全てのテーマが子供を支えていることを表現しております。

そして、それぞれのテーマを再定義し、各テーマで目指すべき目標をより明確にいたしました。

なお、文章中にある、「子ども」という表現につきましては、前回は「子ども」という表現の他に、「一人ひとりの子ども」、「子どもたち」という表現が混在しておりましたので、今回は「子ども一人ひとり」という表現に統一いたしました。「つなぐ」につきましては、「子ども一人ひとり」という表現より、「子ども」という表現の方がよりの確であると考え、「子ども」と表現しております。

前回いただいた主なご意見です。

まず、キャッチフレーズ等に関連するものとしては、

- ① 「ふかめる」に「あなたを分かりたい」など、相互関係の視点を取り入れる。
- ② 「つくる」にも子ども目線の文言を入れる。
- ③ 子どもが口にしやすいものにする。
- ④ 一人の子どもを主人公にした表現にする。
- ⑤ 「つなぐ」の定義の中に、「子どもを中心において」という文言を入れる。

というご意見をいただきました。

次に、施策に関するものとしたしましては、

- ① 社会の中にある様々な障害理解教育の取組を有機的に結び付ける。
- ② プランの中に「安全」という文言を入れる。
- ③ 目に見えにくい障害に関する障害理解の進め方を検討する必要がある。
- ④ 次期プラン自体を保護者や関係機関など様々な人へ知らせていく。

というご意見をいただきました。

その他のご意見といたしましては、ここに挙げてございますご意見等を頂戴いたしました。

- ① 「私が私の人生を選ぶ」ことを学んでいける学校教育を。自己理解の大切さ。
- ② 引継ぎは文章に限らず写真やイラストなどでその人となり分かる場合もある。それを本人が携えて成長していけるとよい。
- ③ 高校では中学校からの引継ぎが支援の起点になる。大学への引継ぎの充実も大切。
- ④ 高等教育では障害のある本人自身の意思表示が支援のスタートとなる。

ただいま説明いたしました、キャッチフレーズ、施策、その他のそれぞれのご意見につきましては、できるだけ、今回の資料に反映させるようにいたしました。後ほどの説明で、折に触れお伝えいたします。

また、直接的な表現で盛り込むことはできなかつたご意見につきましても、今後、間接的にご意見の趣旨を反映させていくことに努めてまいります。

それでは、施策の体系に移ります。前回、資料等でお示した施策のカテゴリーや文言からの主な変更点について、まずご説明いたします。主な変更点を四つをお伝えした後、個別に説明を行っていきます。

- 1 「ふかめる」の施策につきましては、だれを対象としてその取組を実施するのか、その対象を明確にいたしました。
- 2 「たかめる」の施策につきましては、教員の属性に応じた分類を取り入れました。また、事業の欄には、どのような資質を向上させるのか、その具体的な内容を記載しました。
- 3 「つくる」の施策につきましては、施策 H の中に、さまざまな領域の体制整備を内包させました。
- 4 「つなぐ」の施策につきましては、在学中、学校卒業後の観点からカテゴリー分けいたしました。

また、事業 39・40 で、縦と横のつながりを意識した仕分けにいたしました。それでは、一つずつ説明いたします。

資料 1 をご覧ください。一段目には、基本方針 1「ふかめる」について記載してあります。

前回、「ふかめる」の施策としては三つ、

- ① 障害理解教育の推進
- ② 交流及び交流学习の推進
- ③ 保護者・市民への啓発

を挙げておりました。

しかし、例えば、施策の一番上にある「障害理解教育の推進」は、子どもだけではなく、教職員、保護者、市民など様々な方に対しても通じる内容であるとも理解できます。また、施策の 2 段目に示してあります、「交流及び共同学習の推進」につきましては、取組を通して障害者の理解を深めていくというねらいも含まれておりますので、一段目の「障害理解教育の推進」と内容的に重複しているとも考えられます。

こうしたことを踏まえ、この 3 つの施策を、「誰にそれを行うのか」という観点を取り入れた仕分けにいたしました。このように仕分けることで、施策と事業の関連が明確になると考えました。

このほか、事業 9 については、前回の会議でいただいたご意見の中に、「次期プランを保護者や関係機関等、様々な方に知らせていく」というものがございましたので、ここに反映させました。

次に、基本方針 2「たかめる」の施策についてでございます。

学校の教員の指導力、専門性の向上については、教員の属性に応じた仕分けにいたしました。

ここで言う教員の属性とは、

- ① 全ての教員
- ② 特別支援学級担任、通級指導教室担当者
- ③ 特別支援学校教員
- ④ 管理職
- ⑤ 特別支援教育コーディネーター となります。

それぞれの属性に応じて、高めるべき資質を「事業」の欄に記載いたしました。「たかめる」に関する事業を推進していく際の主な手段といたしましては、各種研修、学校訪問、情報提

供、連絡協議会等、外部専門家等の活用が挙げられます。こうした様々な手段を用いて、教員の資質向上を図ってまいります。

次に、基本方針3「つくる」の施策です。ここでは、施策Hに「教育環境の整備」というカテゴリを作り、その中に、事業番号32～37の様々な体制整備に関する内容を盛り込みました。

最後に、基本方針4「つなぐ」です。ここでの施策は、まずJとKのカテゴリを作り、学校在籍中と学校卒業後に大きく分けました。さらに、Jでは、事業番号40、41のカテゴリを作り、40では、「各ライフステージ」という言葉を用いて、就学前、小学校、中学校、高校等の、いわゆる「縦のつながり」について触れております。また、41では、「各生活場面」という言葉を用いて、家庭、学校、児童館、放課後等デイサービス事業所等、いわゆる「横のつながり」を意識した仕分けといたしました。

以上、大きな変更点を説明いたしました。全体を通して、前回より、各項目のレベル感が統一されたものと考えております。なお、前回お示しした内容につきましては、もれなく取り入れるようにいたしました。

### (3) 次期プランの施策と具体的取組について

続きまして、資料2をご覧ください。中間案(素案)について説明いたします。

これまでは「次期プラン」としておりました呼び方を、今回より、「(仮) 仙台市特別支援教育推進プラン2023」としております。事前に送付した資料と今回配付しております資料2は、若干の体裁の違いがありますが、主な内容に変更はございません。

資料2の1ページをご覧ください。全体としては第1章から第6章までの6章構成としております。最後に資料編を加える予定でございます。

これまで、第1章から第3章までを第1回検討委員会で、第4章の1～3を第2回検討委員会でそれぞれ検討いたしました。そして今回は、第4章の4と第5章について、主にご意見を頂戴できればと考えております。なお、素案の詳細な検討は、次回9月6日の第4回検討委員会の議題にしたいと思っております。お気づきの点があれば、素案の全体的な構成、体裁等についてご意見をいただきたいと思っております。

素案を作成するに当たり、四つの基本方針がより直感的にとらえられるよう、キャッチフレーズとピクトグラムを使用しています。

「ふかめる」のキャッチフレーズは、前は「わたしのこと、分かってくれている！」でした。委員の皆様からは、子どもたちの双方向性を出すために、「あなたのことも分かりたい」といった趣旨の文言があってもよいのではないかとのご意見をいただきました。そこで、「わかってくれてありがとう！あなたのこともおしえて！」にいたしました。「あなたのことも教えて」という言葉を用いることで、もともと使用していた「私のこと、分かってくれている！」という言葉の「わたし」は不要になると考えました。また、「ありがとう」という、子どもの感情の動きも取り入れています。

「ふかめる」のキャッチフレーズは、前は「授業が分かる！学んで楽しい！」でした。これを、子供が、より口にしやすい平易な言葉として、「せんせい、わかるって楽しいね！」にいたしました。そして、「先生」という呼びかけを入れることで、このカテゴリが、教員の指導力の向上に係るものと分かるようにいたしました。

「つくる」のキャッチフレーズは、前回、は「ふかめる・たかめる・つなぐ」を支える持続可能な仙台のカタチを！」でした。行政用語的であるとのご指摘を受け、子ども目線のフレーズとして、「あったらいいな！あってよかった！」といたしました。

「つなぐ」のキャッチフレーズは、前回いただいたご意見を反映させ、「いつでも！どこでも！だれとでも！」にいたしました。

資料2のP2をご覧ください。第1章では、

- 1 策定の趣旨
- 2 本プランの位置付け
- 3 本プランの期間 を記載しております。

P2の下の部分に二つの注釈を載せております。今回は、このページのみ、注釈を載せております。他のページについてこのような体裁で、必要な用語の注釈を入れていきたいと思っております。今回はサンプルとしてご覧ください。

P3をご覧ください。第2章では、障害のある子供たちをとりまく現状として、

- 1 国の動向
- 2 仙台市の状況 について記載しております。

各文章の冒頭に括弧書きで小見出しを付けています。この部分につきましては、暫定的に記載しておりますが、今後このまま残すか、削除するか、改めて検討してまいります。

P4とP5をご覧ください。ここには、仙台市の特別支援教育の現状が記載されております。一つ目と二つ目のグラフでは、特別支援教育の対象となる児童生徒数や、通級による指導を受ける児童生徒数が年々増えていること、三つ目のグラフでは、特別支援教育の経験年数が浅い教員が多いことが記載されています。

現在、掲載しているグラフの他にも、今後、若干のデータを追加していくことを検討しています。

P6をご覧ください。これは第1回検討委員会でお示した表です。細かい部分ですが、表の左側、国の動向の令和2年3月のところに、新型コロナウイルス感染症に関する一文を新たに挿入しています。

P7をご覧ください。第3章では、現行プランの取組状況と課題について載せています。この部分は、第1回検討委員会でお示した内容がベースとなっておりますので、若干の表現の修正はございますが、以前のものとほぼ同様となっておりますので、ここでは詳細は省略させていただきます。P7がテーマ「ふかめる」、P9がテーマ「つくる」、P13がテーマ「たかめる」、P15がテーマ「つなぐ」となっております。

P18をご覧ください。第4章は本プランの基本方針です。この部分は前回ご協議いただいたところですが、2 基本的な考え方の部分では、(1)の中で、本プランの特徴として、子どもの目線やキャッチフレーズを取り入れていることを、紹介しています。(2)施策推進のための四つの基本方針ですが、現行プランでは、「ふかめる」「たかめる」「つくる」「つなぐ」を、「四つのテーマ」と呼んでおりましたが、本プランでは、「基本方針」という呼び方に変更しております。その理由は、各テーマの内容を再定義したことにより、目指すべき方向性を現行プランに比べて、より明確にしておりますので、抽象度の高い「テーマ」という文言より、「基本方針」という一歩進んだ表現の方が適切であると考えたからです。

P19をご覧ください。(4)育てたい子ども像では、子どもたちの自己肯定感、他者への安

心や信頼など、より具体的に子どもの中に育みたい内容を記載しています。

P20をご覧ください。(5)(6)では、現行プランにはなかった、目指したい学校や地域の姿を記載しています。これらを文言化することで、プランを推進していく上で、どのような姿を目指すのか、障害のある子供たちに関わる方々が、よりイメージしやすくなるようにしたいと考えました。委員の皆様からのご意見をぜひ頂戴したい部分でもあります。

P21には本プランの全体像が載せてあります。また、P22～23には、資料1と同じ、「施策の体系」を掲載いたしました。

P24をご覧ください。第5章は各施策及び具体的取組です。今回、特にご意見をいただきたい部分となります。まず、基本方針1についてですが、

- A 児童生徒に対する取組では、「2 交流及び共同学習の推進」に、障害理解教育に関する既存の社会資源等に関する情報発信を行う旨の表記を入れ、学校が様々な資源を有効に活用しながら、子どもたちの相互理解を促していけるようにしたいと考えました。目に見えにくい障害の理解の進め方につきましても今後の検討が必要です。
- B 教職員に関しては、事業番号4及び5では、日常的に行う校内での情報共有を大切にしていくことを記載しました。また、6では、教育委員会が作成する「特別支援教育推進資料」等を活用し、とございますが、刊行物に加えて、各種研修等を行うことで障害理解を深めていくことを考えております。
- C 保護者、市民に対しては、8「障害のある児童生徒の地域交流の推進」において、新たな取組として「学校、地域、教育委員会が連携して行う、「とも生きアート展」の実施を掲げております。この取組につきましては、すでに着手してございまして、実施に向けて関係機関と調整中であります。9「本プランの積極的広報」については、先ほども述べましたように、本プランを、保護者や関係機関等に積極的に知らせていくことを記載しております。様々な立場の方が、どなたでも理解しやすいように、本プランの「わかりやすい版」を作成したいと考えております。

P26をご覧ください。次に、基本方針2についてですが、

- D 10～22につきましては、令和3年1月に出された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」を参考に、特別支援教育を担う教師の専門性の向上について記載しました。10については、二つ目の項目で、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、と記載しております。

皆様ご存じのように、障害の「社会モデル」は、「障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害に起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものである」という、考え方になります。教員一人一人がこの考え方を踏まえることで、障害のある児童生徒の困難な状況を、学習環境や指導方法など、学校全体の問題であると意識して取り組んでいくことを促したいと考えました。14「様々な障害理解と障害特性に応じた指導を行う力の向上」では、二つ目の項目で、アールとの連携をもとに、通級指導教室担当者等の更なる資質向上を目指した取組を行うことを示しております。15につきましては、保護者への支援の実施について記載しております。特に、特別支援教育コーディネーターのアンケート調査によれば、自分自身が高めたい力量として挙げられた内容として、「進路指導や社会資源に関する知識」がございましたので、より具体的に記載したところでございます。19「鶴谷

特別支援学校のセンター的機能の充実」につきましては、今後、学校と詳細を詰めていく必要はございますが、二つ目の項目といたしまして、障害が重い子供たちが在籍する特別支援学級を訪問し、鶴谷特別支援学校が有するノウハウを生かした助言や指導を行うことが必要であると考えております。その他、20、21におきましては、管理職について、22におきましては、特別支援教育コーディネーターの資質向上について触れております。

E 「多様な教育的ニーズに応じた支援の充実」では、23におきまして、ICT活用に関する内容を記載いたしました。文章にもございますように、ICTは、学習指導の側面にとどまらず、今後、障害者の社会参画の促進に直結する、重要かつ必要不可欠なツールであると考えられます。特別支援学校や特別支援学級においても、このICT活用を着実に推進していく必要があります。25では医療的ケアのある子供たちの支援について記載しております。ここでは、主に、「看護師の配置」「巡回指導医による看護師のサポート」「看護師の勤務の在り方」等について記載しておりますが、医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の整備につきましては、まだ十分とは言えない状況ですので、基本方針3の「つくる」とも連動させながら、取り組んでいきたいと考えております。

F 「実践的研究の推進」につきましては、28で「実践研究協力校」について触れております。実践研究協力校の事業に関しましては、平成18年度から行われており、所期の事業目的である、「特別支援教育に関する学校園の体制の構築」については、現在、一定程度達成されたと考えられますので、今後更に効果的に教員の指導力向上につなげられるよう、取組の工夫を行ってまいります。

P30をご覧ください。続きまして、基本方針3についてですが、Gにあげております三つの項目では、児童生徒の日々の学習活動に直結する、「教育課程の編成と運用」や「授業づくり」について触れております。これまでも、教育課程の編成については、各学校に助言、指導を行ってきたところではありますが、今後も、さらに学習活動の土台づくりともいえる、この部分について取組を進めてまいります。

H 特別支援教育に関する教育環境の整備につきましては、32「就学支援体制」、33「通級による指導体制」、34「入院中の児童生徒への教育機会の確保」、35「医療的ケア児の支援体制」、36「高等学校等における特別支援教育体制」、37「多様な教育的ニーズに対応するための教育環境の整備」として、より具体的な取組内容を記載しております。

P32のIには、「新たに現出する課題への対応」といたしまして、今後の様々な社会状況の変化等により、新たな課題が生じた場合に、確実に対応できるようにとの趣旨で、この項目を盛り込んでおります。

P33をご覧ください。最後に、基本方針4についてですが、Jでは「切れ目のない一体的な支援の実現」といたしまして、39では「各ライフステージにおける縦のつながり」について記載しております。一つ目と二つ目の項目では、「就学前」に焦点を当て、関係機関の連携や、サポートファイルの活用について記載しております。三つ目と四つ目の項目では、小学校から中学校、中学校から高等学校への引継ぎについて、更に充実させていくことを記載しております。40では横の連携について記載しております。一つ目の項目では、校内において、特別支援教育コーディネーターと不登校支援コーディネーター、いじめ対策推進教師が連携し、障害のある児童生徒の多面的な理解に基づく指導を



行うことを示しました。二つ目の項目では、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を活用した、関係機関との連携について触れております。41 では学校現場を支える関係機関が連携を推進していく内容を記載しております。

K 「学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援」といたしまして、42 では主に就労体験に関する取組について触れております。また、43 においては、学校卒業後の生活を見据え、文化、芸術、障害者スポーツ等、生涯学習につながる学習の推進や、児童生徒の自己選択、自己決定の力を伸ばすこと、自己肯定感や自己有用感を育てていくことなどについて盛り込んでおります。

第6章につきましては、今回は説明を省略させていただきます。また、資料編につきましては、次回までに追加してまいります。なお、資料3につきましては、本プランの基本方針、施策、事業を盛り込んだ全体図となりますので、本日のご協議の際に適宜活用していただければと思います。私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (4) 協議

(議長) 細部にわたっての説明、かなりの分量でございました。

最初に、ご質問のある方お願いいたします。

(牛来委員) 質問があります。第3章のところです。「プラン2018」では、四つのテーマが、「ふかめる」「つくる」「たかめる」「つなぐ」の順で項立てしてありますが、第4章の「(仮)プラン2023」の基本方針では、「ふかめる」の次に「たかめる」が来ています。二つのプランを比較してみると、これは何か理由付けがあつてのことかと推測しましたが、改めて確認したいと思います。

(事務局) 資料2のP21をご覧ください。

全体図を示してございます。「プラン2018」では、四つのテーマ「ふかめる」「つくる」「たかめる」「つなぐ」の順で記しております。「(仮)プラン2023」では、テーマ同士の関連を整理したことにより、このような図になっております。前回のプランを引き継ぎ、「ふかめる」は、最初に置いた方が良かったらと考えました。次に、関連性を考えたときに、「ふかめる」「たかめる」が、より子どもに直結するものと捉え、この順にしました。この次に、「つくる」について触れておくことで、最後に「つなぐ」が他の三つを結びつけることができるため、この位置に据えています。

テーマの順序という視点では、対応が崩れてしまい比較しにくいというご指摘はあろうかと思いますが、今回は、このような意図があつて順序を入れ替えております。

(牛来委員) 様々な方が読む時に、私と同じような感想を持つ方もいらっしゃると思います。今、説明にあつた意図について、どこかに示されると良いかと思います。

(事務局) 初見の方にも分かりやすいものになるよう、検討していきたいと思っております。

(議長) それでは協議に移ります。

今回、事務局から次期プランの中間案(素案)が示されたことで、次期プランの全体像が見えやすくなったように感じます。資料1及び資料3の内容は、どちらも基本的には資料2の「中間案(素案)」の中に収められているので、本日は、

主に、この資料 2 の「中間案（素案）」を用いて協議を進めていきたいと思えます。

先ほど、事務局からの説明にもありましたように、中間案（素案）は、今回と次回 9 月の 2 回の会議で、内容を固めていくとのこと。ですから、今回は、できれば、文言の一字一句を精査していくというよりは、中間案（素案）の全体的な構成や体裁、具体的な取組の内容など、より大きな部分について、ご意見を頂戴したいと思えます。特に、今回、初めて示される、第 5 章「各施策及び具体的取組」に関しては、多くの意見をいただければと思えます。

そして、今回いただいた意見を踏まえた形で、次回の会議でよりブラッシュアップされた中間案（素案）を、全員で確認していくという流れにしたいと思えます。

進め方といたしましては、委員お一人お一人からご意見をいただく形で進めてまいりたいと思えます。いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、様々な視点から、ぜひ忌憚のないご意見をお願いいたします。

癸生川委員から、順をお願いいたします。

（癸生川委員）

体裁については、ピクトグラムの使用により、はっきりしていてインパクトもあって良いと思えます。各ページの上部に、車いすの子どもとボールを持った子ども、二人のピクトグラムがありますが、これは何か意図があるのでしょうか。

全体の流れについては分かりやすく良いと思えました。

資料 2 の P27 になります。「D 教員の指導力・専門性の向上」にある「17 幅広い知識と技能の習得」のところ。仙台市唯一の特別支援学校として、鶴谷特別支援学校のことを取り上げてもらっているのだと思えます。鶴谷特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の取得について書かれていますが、特別支援学校教諭免許状の取得についての課題は、特別支援学級の先生方にも共通する課題だと思えます。先生方の免許状取得について、保護者が気にすることもあるかと思えます。文科省の有識者会議で、新任の先生方に 2 年程度、特別支援の経験をしてもらってはどうかとの意見もありました。特別支援学校教諭免許状の取得については、全市的な課題ではないかと思えます。今後、推進プランの中でどのように取り上げるのかを教えてくださいたいと思えます。

次に、「つなぐ」の部分です。「子どもを中心に」おいて」と前回の検討会で意見を申し上げましたが、取り上げていただきありがたく思っています。資料 2 の P33「J 切れ目のない一体的な支援の実現」の項目の「40 各生活場面における一体的な支援の実現」です。学校の中のことが主に書かれていますが、横のつながりを考えると、学校以外の様々な人が子どもを支えているのが現状だと思えます。例えば、支援体制や支援者会議などのサポート体制についても入れてもらえると良いと思えます。

最後に、資料 2 の P21 です。全体像はとても分かりやすいものになっています。教員の立場からすると、各局から、様々なプランが提示されています。大元となる、「仙台市教育構想 2021」や、年度ごとに示される「杜の都の学校教育」

等です。本プランの位置づけについて明記されていますが、様々な計画との関係性についても図示して頂けると分かりやすいのではないのでしょうか。

(議長) 質問、意見含めて頂戴しました。全体で協議する内容については、残りの時間を見て考えたいと思います。

次に、小岩委員お願いいたします。

(小岩委員) 取組状況と今後の課題の部分です。第1回検討委員会で提示されました、資料6-1にあった一文が、今回の素案ではなくなっているようなので確認したいと思います。テーマ1「ふかめる」についての一文です。以前の資料では、課題と今後の展望のところに、「複合的な課題を持つ事例についても的確なアセスメントが行えるような様々なプログラムを検討していく必要がある。」といった文言がありました。その文言については、何か経過があって削除となったのでしょうか。もしくは、書きぶりを変えて、どこかに含まれているのでしょうか。

(議長) 以前の資料を、まずは確認したいと思います。

(小岩委員) 以前の資料でいうと、第1回の6-1のところ、テーマ1「ふかめる」の(2)になります。一番下の部分に書いてあります。比較してみると、今回の素案の8ページの1番上の部分に該当するのではと思います。

(事務局) まず、以前の資料では常体で示していた文章を今回の素案では敬体に変更しています。また、内容についても、初見の方にも分かりやすいように、適宜文言を変更しています。例えば、前回では「複合的な課題」とお示ししておりますが、より分かりやすい文章となるように、「より対応が難しい事例についても、児童生徒の障害や発達特性等を正しく理解し、的確な背景理解のもと有効な支援につなげていくことが望まれます。」と変更しました。素案ですと、資料2のP8、「課題・今後の展望」の一つ目の項目になります。意味合いに大きな変更はございません。

(小岩委員) 資料2のP11「(5) 合理的配慮と基礎的環境整備の提供」にある取組状況のところに、デージー教科書が使用できるように学習環境と整えたとありますが、どれくらい進んでいるのでしょうか。

(事務局) デージー教科書については、学校や本人がwebサイトにアクセスし、パスワードを入力することで利用が可能となります。音声で教科書を読み上げる形の教科書になります。

これまでは、個人で申請し、パスワードを取得したうえで利用する流れになっていましたが、本市の場合は、全学校分のパスワードを教育委員会が一括して取得しております。希望があれば、各学校のパスワードを使ってすぐに利用が可能です。

学校の方針の他、保護者や児童生徒からの申し出によっても使用ができます。このことについては、学校を通して家庭にも周知しているところです。

(小岩委員) 実際にやってみて、活用性はどれくらいあるのでしょうか。

(事務局) 利用する絶対数が少ないこともあり、割合としては数パーセントになるろうかと思っています。

(小岩委員) 活用している事例があるのならば、外部に対しても、学校と一緒に支援してい

る者に対しても、もっと伝えていただけると良いのではないのでしょうか。目に見える形で伝えることが大切かと思います。

次に、資料 2 の P16 「(3) いじめの防止・不登校等予防への対応」の中の、「課題・今後の展望」の項目についてです。「関係機関と連携を図りながら適切に対応していく必要があります。」と書かれていますが、実際の関係機関とはどこを指すのでしょうか。先生方にも分かりやすいように、資料編の中に掲載する等工夫があると良いと思います。

最後に、資料 2 の P17 にある、サポートファイルについてです。私も見せてもらったことがありますがとても分かりやすくまとめられていると思います。幼稚園・保育所時代の経過が分かりやすく、小学校に入学する際に連携のツールとなっています。中学校、高等学校へもつながっていくと良いと思っています。

サポートファイルを持っているケースはよいのですが、サポートファイルを持っていないケース、アーチル等の相談機関につながらないケース、服薬していることを公表していないケース等、様々な状況を目の当たりにします。支援者に対して我が子の情報を伝えることは、よりよい支援につながることで、子どものために必要なことなのだと、保護者に伝える必要はないのでしょうか。そういった内容を、どこかに盛り込めないでしょうか。コロナ禍で、臨時休校や入学式等の行事の延期等、様々な変化が起こり、子どもたちの生活にも大きな影響を与えていますし、連携の難しさを余計に感じることもありました。不登校の問題も同様の背景を持っている場合もあると思います。地域にいる人間としては、その部分をうまくサポートできると良いと思っています。

(議長) 三つほど意見をいただきました。サポートファイルの活用等、切れ目のない支援については、「つなぐ」の部分にも関係してくると思います。

次に、牛来委員お願いいたします。

(牛来委員) 「(仮) プラン 2023」についてはとても分かりやすくまとめられていました。

資料 2 の P27 「15 障害のある児童生徒の保護者への質の高い支援」についてです。当然、質の高い支援が求められるのですが、こう明言してしまうと、では実際はどうなのかと疑問を感じる人もいると思いました。「適切な支援」などの表現ではいかがでしょうか。

資料 2 の P31 「36 高等学校等における特別支援教育体制の整備」についてです。高等学校における通級指導の制度については、小・中の通級指導教室と取組状況が異なり、中学校に対しても情報提供に努めているところです。できれば「高等学校における通級指導」等と表現を工夫していただけると、小・中学校との棲み分けができるのではないのでしょうか。

一部の学校を除くと、通級制度の理解がまだまだ進んでいない面もあります。また、生徒のアセスメントが不十分なケースについては、高等学校全体の課題にもなろうかと思っています。高等学校においても、特別支援教育に対する理解促進について明記されているのはありがたいと思います。

(議長) 牛来委員のご指摘については、事務局で検討いただきたいと思います。

高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員) 大変分かりやすくまとまっているというのが全体的な感想です。

松川部長の挨拶では、教員の資質向上が課題とのお話がありました。資料2のP26にある基本方針2の「たかめる」の部分を読むと、何を高めるかということが重要になると思います。小学校で感じることは、通常の学級の担任も個々の教育的ニーズに応じた指導が大切になりますし、特別支援学級の担任の資質向上も必要になります。また、通常の学級で配慮が必要な児童であっても、通級指導教室に通えない事例もあろうかと思えます。P27を読み進めると、「14 様々な障害理解と障害特性に応じた指導の向上」の中で、教員の資質向上を図る、通級指導教室担当者の力量を高めるための方法として、「発達相談支援センターと連携し、通級指導教室担当教師等の資質向上を目指した取組を行っていきます。」とあります。障害特性に応じた指導を行っていくことはとても大切なことではあり、肝となる部分だと思います。本プランは、今後5年間で様々な施策を実施していただくための素案と理解していますが、この表現だと、「発達相談支援センターと連携を図れば、教員の資質向上につながる」と捉える人もいるのではないかと思います。

初任層に、特別支援学級の担任を経験させるという方針が先ほど話題に上りました。特別支援の免許を取得して教員になる人も増えていますが、特別支援学級の担任を希望する人は少ないと感じています。教員になる前段階の、大学で教員を養成する過程で、特別支援教育に関する取組があると、そこに携わってみようと思う教員も増えていくのではと思います。特別支援教育は、実際にやってみてその良さを感じる部分もあると思います。

次に、就学前の子どもを持つ保護者への周知についてです。入学前に、「障害を持っていても、学校や社会の中で差別を受けるわけではない」ということをもっと理解してほしいと思います。ここ数年、たんぽぽホームで講師をする機会があります。保護者と対面で意見交換をする中で、保護者の皆さんは「通常の学級に入学させたい。」とおっしゃる方もいます。特別支援学校が適切と分かっている、地域の学校に入学させたいという保護者も多くいらっしゃいます。本来は、子どもがのびやかに成長する環境に着目し、子どもの良さを生かしてその成長を支えていくという視点を、早い段階から、保護者にも持ってほしいと思っています。入学前の保護者の理解が深まるよう、障害のある幼児の入学ガイダンス等の充実を図れると良いのではと思います。

サポートファイルについても、最初に作ったものを中学・高等学校まで使えるものになると良いと思います。個別の教育支援計画や指導計画を作成しているのであれば、それを生かせると良いと思います。

(議長) 具体的な提案もありましたし、議論が必要と思われるものもありました。時間があれば、深めていきたいと思えます。

次に、和委員お願いいたします。

(和委員) とても丁寧な作られた素案だと思いました。

サポートファイルや個別の教育支援計画の話が出ていましたが、基本的に「縦のつながり」が不十分なのかな、と気になったところです。意見としては、高橋

委員に同意見です。入学前に作成された個別の支援計画が個別の教育支援計画へと移行し、その後の支援にもつながるように、現行の支援計画の課題を含めて整理する必要があるかと思えます。

教員養成についての話題もありました。特別支援教育教諭免許状を取得する学生は増えております。課題は先ほど提示された通りですが、大学側としては、特別支援教育のやりがいや魅力を伝えることで、将来的には特別支援という選択肢を広げて卒業してほしいと思っています。特別支援学級での指導に興味を持っている学生が増えていることも実感としてあります。今後、大学側でも力を入れて取り組んでいきたいと思えます。

教員採用試験でも、「特別支援を希望するか。」という希望を聞かれることもあると思えます。免許を持っている学生は、特別支援学級を希望する学生も多いと思えます。

資料2のP5です。特別支援学級の経験年数についてですが、仙台に限ったことではありませんが、経験年数が浅い教員や、特別支援学校教諭の免許状を持っていない方が担任をしているケースも把握しています。

例えば、知的障害児の学習についても、認知の特性に応じた指導が必要になります。単純に発達段階を落として指導すれば良いというものではありません。管理職も誤った認識をして、人員を配置している例もまだまだ見られます。知的障害に限らず、自閉スペクトラム症や学習障害等の発達障害についても、個々の認知特性に応じた指導が必要であり、高い専門性が求められると思われまふ。校内事情等、様々な課題があるとは思いますが、特別支援学級には、専門性のある教員の配置を期待するところではあります。仙台市は、特別支援学級で質の高い教育を受けられますよ、とアピールできるようなプランになると良いのではないのでしょうか。

保護者は通常の学級を希望するケースも多いと思えます。特別支援学級適切と判断され、保護者も特別支援学級を選択したにもかかわらず、実際に入ってみたら、経験のない先生や免許のない先生が担当されるケースもあり、心から「特別支援学級適切」と判断しにくいこともあります。特別支援学級を担任する先生方の質の向上は大切な視点となると思えます。

資料2のP3以降の体裁についてですが、やはり小見出しなどを付けておくと、読みやすくなると思えます。

最後に、本プランは5年計画となっておりますが、中間での評価等はどのようになるのでしょうか。PDCAサイクルに従って、どこに課題があるのかを洗い出すことができるか良いのではないのでしょうか。形としては提示されているが、具体的に機能しているのかを評価することが必要だと思えます。小岩委員の言葉を借りるなら「目に見える形で」評価ができると良いと思えます。

教員の専門性向上についてお話しします。学生の教育実習後の感想や、これまで実施されてきた教員免許更新講習の中で、先生方から出される意見として、個別の教育支援計画、個別の指導計画はあるものの、実際に機能していないという事例も多く聞きます。策定はされているものの、どのように機能しているのかとい

う評価が必要だと感じます。

通常の学級の中の特別支援教育、特別支援学級での指導力については課題が多いと思っています。時に、「これは不適切な指導では？」と感じる情報も入ってきます。携わる先生方の力量を具体的にどのように向上させていくかが課題となると思います。

資料 2 の P26「10 特別支援教育の基本的理解の促進」の部分です。社会モデルの考え方はとても大切ですが、具体的にイメージできる先生方がどれくらいいるでしょうか。経験の浅い先生方が、「社会モデルの考え方とはこういうことか。」と納得し、指導に生かしていけるようになると良いと思います。教育委員会からも、貴重な資料がたくさん提供されていると思います。それらが十分に活用されているかについても検証できると良いと思います。

(議長) 貴重なご意見ありがとうございます。

次に、伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員) 拝読し、私のような素人でも分かりやすい内容でした。

資料 2 の P6 に「国の動向及び仙台市の状況変化」が示されています。新しい法律などは追記されていくと思います。つい先日、「障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が成立しました。その中に、学校に関する内容も含まれているので整理していただければと思います。

当事者という立場から拝見し、障害理解について意見を申し上げます。私のような当事者がどのように関わるか、更には、主体的に関わることについても、どこかに明記してもらいたいと思っています。障害者権利条約について、障害者雇用について、障害者の参画について等、障害理解については当事者抜きでは進められないと考えます。本プランの中に、当事者主体の障害理解推進などを柱に据えていただきたいと思っています。子どもたちの障害理解に限らず、教員の指導力向上などにもつながっていくのではないかと思います。

先日、障害のある生徒への暴言について報道されました。主観ではありますがその背景を考えると、もしかしたら、教員養成の過程を含めて、その先生はこれまで、成人の障害者と対峙してこなかったことも影響しているのではと思いました。当事者の経験や背景について知ることができればまた違っていたのではないかと思います。

現場の先生方は、障害理解に対して熱心なことも分かっています。我々が子どもたちと接するのはそのとき 1 回しかなく、その後は、先生方の指導によるところが大きいです。現場の先生方が、障害について理解していただくことが大切だと感じています。

仙台市の障害理解の刊行物について、本日配布した資料にまとめてみました。各市長部局から、様々な資料が提供されています。それらの横断的活用、ひいては、自治体をまたいだ横断的活用も検討いただくと良いのではないのでしょうか。資料にルビが付いており、子ども向けと思われる啓発資料もありました。是非、横断的な活用をお願いしたいと思います。

- (議長) 具体的な提言を頂戴しました。
- 次に、門田委員お願いいたします。
- (門田委員) 資料 2 の P28 にある、本プランの全体像についてです。全体の構成として、P28 にある図がとても分かりやすいので、第 3 章の最初に挿入されていると、読む前にイメージを持ちやすいのではないのでしょうか。
- 資料 2 の P33「40 各生活場面における一体的な支援の実施」について、癸生川委員からも意見がありました。外部機関について子どもたちが所属している機関は掲載されていますが、相談支援事業所やアーチル、自閉症相談支援センター等、いくつか相談機関があります。子どもたち全員がつながっているわけではありませんが、相談支援事業所等のメリットは、切れ目ない支援を行えることでもあります。ライフステージによらず、継続して関わられる存在です。教育側にも周知を図ることができると、よりよい支援、よりよい連携につながるのではないかと思います。横のつながりだけでなく、縦のつながりにも生きていくのではないのでしょうか。
- また、資料 2 の P27 からの「たかめる」のところでは、特別支援教育 Co.や担任の先生方が、正確な情報を得るために連携できるのではないかと考えます。家庭の状況に課題があるケースも多くなっており、福祉の現場では特に課題と感じています。様々なところにつながっていくという意味で、相談機関、ケア会議、支援者会議等の文言も入っていると良いと思います。
- (議長) たくさんご意見をいただく中で、大きな課題について気付かされました。
- 10 個ほど、キーワードを拾ってみました。時間が来てしまいました。
- 今日のご意見を基に事務局で第 2 案をご提示頂くことになるのでしょうか。様々なキーワードが出てきて、とても興味深いと感じています。
- 他の委員の意見を聞いて、感じたことや深めたいことがあれば頂戴したいと思います。
- (高橋委員) 門田委員が、家庭の状況に課題のある保護者についてお話ししていました。また、資料 2 の P6 には、新型コロナウイルス感染症に関する話題が挿入されています。コロナ禍となり、課題を抱える家庭が増えたという肌感覚があります。これは特別支援学級に限らず、通常の学級にも関係するところですが、課題を抱える家庭は、社会生活を送ること自体が難しくなっていると感じることが、以前より増えました。次の 5 年間は、コロナ禍なのか、コロナ後なのかは現時点では分かりませんが、コロナによって変化した社会の中で推進していくプランとなることを意識できると良いと思いました。
- 相談機関については、教員にはまだまだ周知されていないと思います。アーチル以外の相談機関も増えてきて、家庭を支えています。特別支援教育と直結するものではないかもしれませんが、関連させていけると良いと思います。
- (和委員) 社会資源に関する正確な情報を持っているのは、相談支援事業所の強みだと思います。そうした情報を知らない家庭に周知できるような仕組みがあると良いと思います。
- また、今後検討する事項だと思いますが、資料 2 の P24 にある、交流及び共同



学習についてです。障害理解教育については、目に見えにくい障害についての理解が、まだまだ不十分だと思われます。身体障害がある方の理解については、伊藤委員のような方のご尽力により理解が進んでいる部分があると思います。一方、知的障害や発達障害等、目に見えない障害の理解が進まないために誤解が起こることが多くみられます。学校にいても、車いすのお子さんに対していじめは起きにくいのではないのでしょうか。それは、理解が進んでいる表れだと思います。発達障害のある方への理解が進むようなプランになると良いと思いました。

(伊藤委員) 和委員の補足です。前回紹介したサポーター養成講座は、幅広い方々が講師をされています。発達障害、精神障害の方もいて、様々な立場から話をしています。今後、このような機会は増えていくと思います。ぜひ、ご活用いただければと思います。

(議長) たくさんの意見を頂戴しました。  
事務局への宿題という形になってしまいましたが、今後検討し第2案をご提示いただくことになるかと思えます。次回以降、更にブラッシュアップしていけると良いと思います。

それでは、事務局にお返します。

#### 4 閉会（進行）

##### (1) 事務連絡

皆様、お疲れ様でございました。事務局から連絡がございます。

次回の委員会の日程についてですが、9月6日(火)午後3時から、この上杉分庁舎12階の第1会議室での開催を予定してございます。開催のご案内につきましては、お手元の封筒に入れておりますのでご確認ください。

また、今回の会議につきまして、追加の意見等がございましたら、同封した用紙、または任意の様式でお知らせください。会議の中でいただいたご意見と同様、今後のプラン策定の参考にさせていただきます。

それでは、閉会にあたり、秋山特別支援教育課長よりご挨拶を申し上げます。

##### (2) 閉会の挨拶（秋山一郎特別支援教育課長）

本日は熱心な議論ありがとうございました。もう少し時間があれば、さらに議論が深まったのではないかと感じたところです。事務局も、前回の意見を踏まえて今回の案を作成しました。様々な意図があって、今回このような素案となっております。今回のご意見からも、我々だけでは気付けない視点を頂くことができました。

ピクトグラムやシルエット等、様々な部分でモチベーションを保てるように努めてまいりましたが、委員の皆様から様々なご意見をいただくことを事務局としての最大のモチベーションとして、これからも進めてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。